

【令和8年度伊賀市会計年度任用職員（移住・交流推進員）募集要項】

【募集職種・採用予定人数】

移住・交流推進員 1名

【主な職務内容】

- ・伊賀市への移住希望者に対する、住まいや仕事、子育てなどの個別相談および情報提供
- ・伊賀市移住交流ポータルサイトの情報更新や、イベントチラシ作成などの情報発信業務
- ・東京や大阪などでの移住相談（年数回）
- ・移住交流会などのイベント補助
- ・その他伊賀市の移住・交流業務に関すること

【勤務条件】

◆勤務時間

平日9時00分から17時15分まで（7時間15分）（休憩時間：60分）

週5日

※必要に応じて時間外勤務に従事していただく場合があります。

◆報酬

月額213,454円

※民間給与の動向に応じ改定される国家公務員給与等に準拠して改定を行うことがあります。

※任用期間が6月以上、1週間当たりの勤務時間が15時間30分以上の場合に、勤務実績に応じて期末手当・勤勉手当を支給します。

※通勤に係る費用は、条例の定めるところにより、通勤距離等に応じて弁償します。その他時間外勤務手当相当額、休日勤務手当相当額、特殊勤務手当相当額を常勤職員に準じて支給します。

◆任用期間

一会計年度内（令和8年8月1日～令和9年3月31日の間）

（任用期間の開始の日から1月間は地方公務員法の規定による条件付採用期間です。）

※採用日は原則毎月1日です。

※任期満了後、次年度以降も同じ職務内容の職に再度任用する場合があります。

◆年次有給休暇

10日以内 ※任用期間や勤務日数に応じて付与されます。

◆社会保険など

共済組合法、厚生年金保険法及び雇用保険法の定めるところにより、それぞれ加入します。（勤務日数や勤務時間によっては、加入しない場合があります。）

【勤務地】

伊賀市役所本庁（伊賀市四十九町 3184 番地）

【受験資格等】

- ・令和 8 年 8 月 1 日時点で 18 歳以上の方
- ・接客、サービス業または相談業務の経験があること
- ・基本的なパソコン（ワード、エクセル、メールの使用、web 検索）操作ができること

【欠格事由】

地方公務員法第 16 条の規定により、次のいずれかに該当する人は受験できません。

- (1) 拘禁刑以上の刑に処され、その執行を終わるまでまたはその執行を受けることがなくなるまでの人
- (2) 伊賀市から懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から 2 年を経過しない人
- (3) 人事委員会または公平委員会の委員の職にあって、地方公務員法第 5 章に規定する罪を犯し刑に処せられた人
- (4) 日本国憲法施行の日以後、日本国憲法またはそのもとに成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、またはこれに加入した人

【試験日時、会場など】

7 月 6 日（月）PM（予定）

【試験内容】

面接（20 分程度）による口述試験

【申込方法】

◆提出書類

- (1) 令和 8 年度伊賀市会計年度職員採用選考申込書 1 通
※申込書等は人事課にご連絡いただくか、市ホームページからダウンロードできます。
- (2) ハローワークの紹介状
※ハローワークから紹介を受ける場合のみ

◆受付期間

令和 8 年 6 月 29 日（月）まで（土・日曜、祝日を除く。）

※下記の申込み先に持参または郵送にて申込書等を提出してください。

※郵送の場合は、受付締切日までに必着になります。

※持参の場合の受付時間は午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分まで（土・日曜、祝日を除く。）とします。

【注意事項】

- (1) 提出された書類に記載漏れ等の不備がある場合は、受付できないことがあります。受付できないときは申込者に連絡しますが、これにより受付期間内に受験手続が完了せず受験できないこととなっても責任を負いませんので、受験手続には十分注意してください。
- (2) 受験に際して取得した個人情報、選考試験及び採用に関する事務以外の目的では使用しません。なお、提出された書類は一切お返しいたしません。
- (3) 関係条例、規則等の改正が行われた場合は、それらの定めるところによります。

【その他】

- (1) 採用決定後でも、受験資格を満たさないことや申込書に虚偽の記載があること等が判明した場合は、採用されません。
- (2) 会計年度任用職員は、一般職地方公務員として地方公務員法における服務に関する各規定が適用されます。
- (3) 短時間勤務会計年度任用職員は地方公務員法第 38 条に規定する営利企業への従事等の制限（いわゆる副業の制限）が適用されませんが、職務の公正を確保する観点及び勤務時間の管理の必要性から、採用される場合で営利企業への従事等をされる方には届出書の提出を求めます。
- (4) 会計年度任用職員は、常勤の職員と同様に人事評価の対象となります。評価結果は、次年度における再度の任用の際の判断要素として活用します。

【申込み・問い合わせ先】

〒518-8501 伊賀市四十九町 3184 番地

伊賀市地域力創造部交流政策課

TEL : 0595-22-9680